

# 資源管理を強化し水産業を成長産業化

新たな水産基本計画では、水産資源管理の着実な実施で水産資源を回復させ、水産業の成長産業化をめざします。水産改革に基づく新たな資源管理は、漁業者など関係者の理解と協力を得て、科学的知見に基づいて推進します。その先に、魅力があつて明るい水産業の未来を実現します。

## 新たな基本計画で水産改革を継続

水産政策については、2001年6月に水産基本法が制定され、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展という基本理念を実現するため、水産基本計画をおおむね5年ごとに策定し、水産政策を推進してきました。

22年4月から施行されている新たな水産基本計画は、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」「地域を支える漁村の活性化の推進」を三本柱としています。

17年に策定した前回の基本計画では、「浜」単位での所得向上の取り組みの展開や沖合漁業・遠洋漁業の国際競争力の強化をはかることで、産業としての生産性向上と所得の増大をめざす

とともに、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理および水産業・漁村の持つ多面的機能の十分な発揮に取り組んできました。

また、水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少傾向、漁業者の減少という課題に対応するため、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立をはかるべく、「水産政策の改革」に取り組んできました。

そして18年12月に「漁業法の改正」を成立させ（20年12月から施行）、20年9月には「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を策定し、水産改革を加速することにしました。こうした水産改革によって、30年にはわが国の総漁獲量を10年前（10年）と同程度の444万トマ



水産庁長官  
**神谷 崇** KOYA Takashi

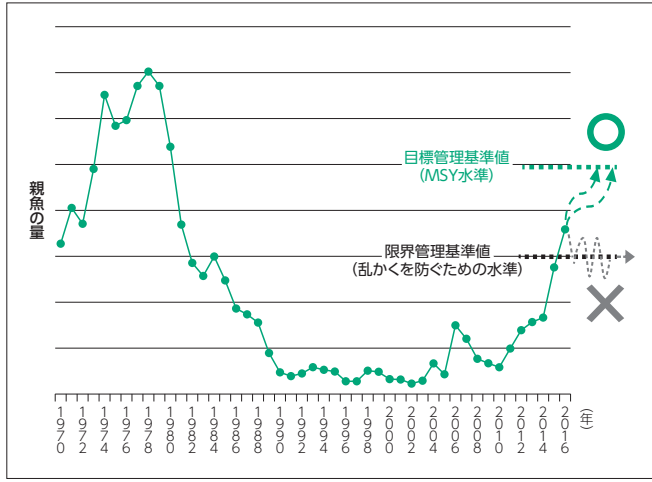
こうや たかし  
1962年福岡県生まれ、九州大学農学部卒業。85年農林水産省入省。2005年石川県農林水産部次長、08年水産庁国際課漁業交渉官、20年水産庁次長などを経て21年7月から現職。

で回復させる目標を掲げています。ちなみに、20年の漁獲量は317万トでした。

新たな基本計画は、水産物の資源管理をしっかり実施することを第一に据える点では前計画と同じですが、前計画と異なるのは、気候変動など新たなリスクに対応して水産業を成長産業化させることと、人口減少と漁業者の高齢化で元気がなくなっている漁村を活性化するため、**海業と呼んでいる「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」に力を入れること**です。

次世代を担う若い漁業者とその家族が将来にわたって安定的な生活が確保されるように、基本計画では総合的かつ計画的に講ずる施策を示しています。これは漁業法の改正といった水産改革の成果を引き継ぎ、地球規模の環境変動や社会・経済の変化など、水産業をめぐる状況

図1 今後のTAC管理



資料：水産庁

の変化を踏まえています。

### 新たな水産資源管理の着実な実施

新たな基本計画で取り組む第一の柱は、水産資源管理の着実な実施です。

かつての水産行政の資源管理は、漁獲量を直接コントロールするのではなく、漁船の数や操業期間、漁具など、間接的なルールでコントロールするものでした。ところが操業技術の進歩で漁業生産能力が向上し、漁獲量を直接コントロールしなければ資源を守れなくなりました。間接規制から直接規制へ、水産資源管理の考え方を大きく変えないといけなくなつたのです。

わが国では以前から、アジやサバ、イワシなど8魚種で漁獲量の枠を決めていました。水産資

源の維持のため魚種ごとに漁獲できる総量を定める規制を漁獲可能量(TAC)といいます。しかし、かつてTACで示された漁獲可能量は回復すべき目標と達成期間から科学的に計算されたものとはいええず、漁業者に信頼されていませんでした。今回の水産改革では、TACの数量を科学的根拠のある信頼されるものにしたうえで、TACの対象とする魚種の数的大幅に増やすことにしました。

まず、8魚種に対するTACの精度を向上させ、資源評価の質を高めます。TACは本来、持続的に漁獲できる最大の漁獲量(MSY)を達成できる水準に資源を回復させることを基本として決められるべきです。MSYとは、いわば魚種ごとの資源回復の目標値ですが、その目標を達成するために、今年はこれだけしかとらないほうがいいと決めるのが、本来あるべきTACです(図1)。

水産改革前は、TACの設定は、資源回復の目標と達成期間を優先したものではありませんでした。それを、科学的根拠のあるMSYベースのTACに改めたため、減る一方だったサバの資源も回復の途上にあります。

現在、MSYベースのTACの対象魚種は、漁獲量で約6割をカバーしていますが、2023年までに約8割に拡大するのが目標です。

さらに、資源評価の対象魚種を200種程度に拡大します。このうち、TACできちんと漁獲量を規制するのが30種ぐらい、残りの約170種はいわゆる自主的管理となりますが、これまでと違うのは、きちんとした資源評価とリンク

させるということです。またTACの信頼性を高めるため、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集に努め、電子的な漁獲報告を可能とする情報システムを構築します。

### 漁獲枠は個別割当(IQ)方式で

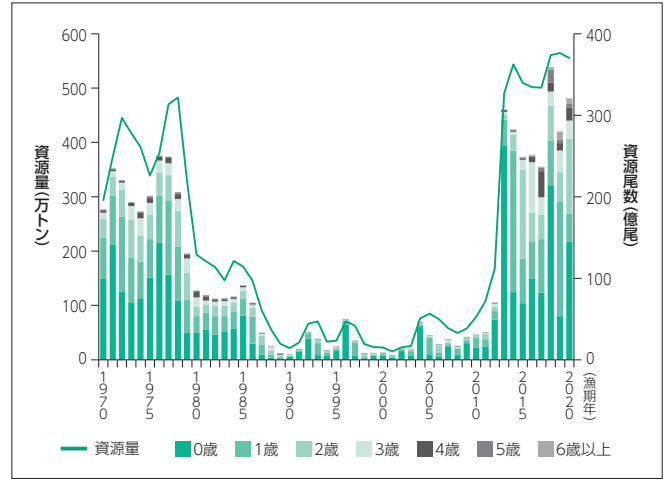
また、資源回復の目標を定めただけで魚種ごとに漁獲量の上限を決めるTACの規制は、段階的にIQ方式による管理を導入することにしました。まずは規模の大きな大臣許可漁業から始めます。IQ管理とは、個別の漁船ごとに漁獲量を割り当てる方法で、「個別割当方式」といいます。

すでにIQ方式を導入し、成果の出ているクログロロについて見てみましょう。TACだけの規制だと、早い者勝ちの漁獲競争に陥ります。仮に1月から年間のTACがスタートすると、3月までで1年分の枠を漁獲しつくしてしまうこともあり得ます。1〜3月にクログロロの海域は限られ、他の海域の漁業者はとることができなくなって、不公平が生じます。

しかも、一気に大量にとっても浜値が下がるだけです。ですが、漁船ごとに漁獲量を割り当てるIQを導入すれば、どの漁業者も1年を通して余裕をもって漁獲できます。魚価も上がるし、無駄な競争をしないですみます。

大臣許可漁業には、原則としてIQ管理を導入することにしていて、そのための資源評価はロードマップ通り順調に進んでいます。しかし、サバなどTAC対象魚種へのIQ管理の割り当てについては、漁業者など関係者との話し合い

図2 マサバ太平洋系群の資源量と資源尾数



資料：(研)水産研究・教育機構

の場がコロナ禍で遅れがちなので、これから取り戻すべく努力しているところです。

また、漁船の各種規制のうち、トン数制限については将来的には撤廃することになっています。大きな漁船ほど漁獲能力が高いとみなして規制してきましたが、I・Qが導入され、沿岸漁業との調整がはかられるなどの条件が整った漁業については、船が大型化したからといって乱獲や沿岸漁業の資源枯渇につながらないからです。むしろ、航海や操業の安全性向上や船内居住環境の改善で、漁船に乗り組む若い人を呼び込む手段になります。

一方、TACやI・Qによる漁業規制について、沿岸漁業者の間に抵抗があることは承知しています。なかには、漁業者同士が自主的に漁獲量

を管理しているから、TACの導入は不要だという声も聞きます。きちんと漁獲量を自主管理する取り組みは、資源の持続的利用につながるものであり評価します。ですが、その魚種の資源状態がどういう状態にあるのか、資源を回復させる目標に沿ってとっているかなど、その魚種の資源状態を客観的に「見える化」する必要があります。

自主的に管理しているから資源評価をしなくていいというのではなく、科学的根拠のある資源評価の結果と漁業者たちの自主管理とを、きちんとリンクさせなければいけないのです。これまで取り組んできた事項で目的を達成したものは次の取り組みに移行できるし、足りない部分は補強できる。資源評価を自主管理とリンクさせることは、漁業者のやる気や労力を有効に発揮してもらうためにも重要です。

TACやI・Qの導入は、水産資源を回復させ持続可能な水産業を維持するのがねらいですが、それには2〜3年、魚種によっては5年ぐらいかかることもあります。資源管理の重要性について漁業者に理解してもらっても、その効果が出てくるまでの数年間、場合によっては魚をとる量を少なくするなど「我慢」してもらわなければなりません。

説得を繰り返して理解してもらおうしかありませんが、資源管理のメリットを実感してもらおうのが近道です。我慢してもらおう期間中、「漁業収入安定対策」などの経営安定対策で、漁業者の経営を支えながら、資源管理のメリットの実益が出るのを待つしかありません。サバやクロマ

グロなど、資源が回復し、たくさんとれるようになる実例も出てきています(図2)。

### 水産業の成長産業化の実現

新たな水産基本計画の第二の柱は、水産業の成長産業化の実現です。

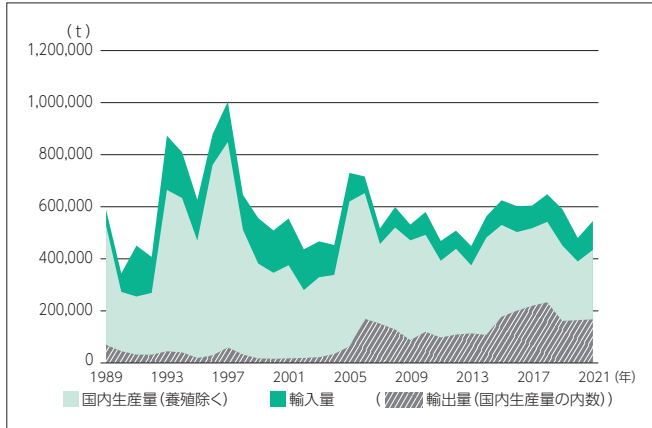
沿岸漁業については、漁業者の生産活動が持続的におこなわれるよう、操業の効率化・生産性の向上を促進します。沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、生産と消費の場が近いなどの特徴を生かし、消費者に届ける加工・流通のバリエーションの強化による高付加価値化をはかります。また、海洋環境の変化を踏まえ、未利用魚の活用も含め、漁獲量が増加している魚種の有効活用を進めます。

沖合漁業については、資源変動に適應できる漁業経営体の育成と資源の有効利用のため、漁獲対象魚種や漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業などによる事業の多角化など、複合的な漁業への転換を段階的に推進します。

「複合的な漁業への転換」とは、一つの船でサンマやイカなど複数の魚種をとっていいことにすることです。現在は、サンマはサンマ漁船、イカはイカ漁船でしかとれない制度になっています。しかし、200カイリの外では、外国の漁船がどんな魚でもとっています。そのため、この日本だけのルールを見直す必要に迫られています。もちろん、沿岸漁業者との漁業調整は必要です。I・Q制度の対象漁船に限るなど、段階的に進めます。



図3 サバ類の国内生産量、輸入量、輸出量の比較



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成  
注：輸入量は、原魚換算した値。また、魚種が判別できる品目のみの合計である。

にして、マーケットイン型の養殖経営への転換をはかります。

また、漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な「沖合養殖」を推進します。沖合養殖は、沿岸での養殖と比べ、台風などによる波浪の影響を受けにくい「浮沈式いけす」を使えば、大規模化による省力化や生産性の向上が期待できます。さらに、国内水産物市場の縮小が見込まれるなか、世界の水産物貿易量は拡大し続けているので、水産業を持続的に発展させていくためには、輸出の拡大を図る必要があります。輸出戦略に基づき、2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することをめざし、マーケットインの発想に基づく取り組みを強化します。

わが国の主要な魚種の生産量をみると、水産改革後、サバ類は資源が回復して漁獲量が維持されています(図3)。品質のいいノルウエー産のサバが輸入されている半面、国産のサバの輸出が伸びています。資源管理をしても、サンマやスルメイカ、サケ類のように海洋環境そのものの変化によって、資源が減ってきている魚種も存在します。一方で、ブリは養殖だけでなく天然ものの輸出も増えています。いったん激減したイワシの資源は増えつつあります。

養殖のエサは、ペルーから輸入するアンチヨビを使っていますが、今後は、まだとれる国産のイワシをブリやサケ類(サーモン)の養殖のエサに使い、国内需要や輸出に回していく戦略が必要だと思えます。

新たな基本計画の第三の柱である地域を支える漁村の活性化では、海業という概念を打ち出

しました。海業とは「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」のことをいいます。

漁村の人口減少や高齢化は、全国平均を上回る勢いで進んでいます。海や漁船、漁港といった既存の施設を遊休化させてはもったいない。海や漁村の地域資源の価値や魅力を最大限に活用した取り組みを根づかせ、水産業と相互に補完し合う産業を育成する余地があります。それにより、地域の所得と雇用機会を確保することも可能です。

四方を海に囲まれたわが国にとって、水産業は国民の健康的な食生活を支えるだけでなく、関連産業とともに地域を支える重要な産業です。新たな水産基本計画においては、水産業の今後10年を見据えて講ずべき施策を示しています。

しかし、近年、海洋環境や社会・経済の長期的な変化に加え、赤潮などの自然災害による漁業被害、ロシアによるウクライナ侵略による資材の高騰など、水産業はさまざまなリスクに直面しています。こうした目の前のリスクに対して機動的かつ適切に対応しつつ、長期的な変化に対応できるレジリエンス(適応能力)の高い水産業へ変革していくことが重要となります。

新たな水産基本計画に基づき、水産資源管理の適切な実施による水産業の成長産業化を実現するとともに、漁村の活性化をはかることで、水産業を若者にとっても魅力のある産業とすべく、明るい水産業の未来の実現に向けて施策を進めてまいります。

